

第2回 食と農林漁業の再生実現会議 議事要旨

1 日時： 平成23年1月21日（金）10:30～12:00

2 場所： 官邸4階大会議室

3. 出席者：

議長	菅 直人	内閣総理大臣
副議長	玄葉 光一郎	国家戦略担当大臣
副議長	鹿野 道彦	農林水産大臣
	枝野 幸男	内閣官房長官
	片山 善博	総務大臣
	野田 佳彦	財務大臣
	海江田 万里	経済産業大臣
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長
	相良 律子	栃木県女性農業士会 会長
	生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
	深川 由紀子	早稲田大学学術院 教授
	佛田 利弘	㈱ぶった農産 代表取締役社長
	三村 明夫	新日本製鐵株式会社 代表取締役会長
	村田 紀敏	セブン&アイ・ホールディングス 代表取締役社長
	茂木 守	全国農業協同組合中央会 会長
	福山 哲郎	内閣官房副長官
	瀧野 欣彌	内閣官房副長官
	平野 達男	内閣府副大臣
	松本 剛明	外務副大臣
	五十嵐 文彦	財務副大臣
	櫻井 充	財務副大臣
	筒井 信隆	農林水産副大臣
	篠原 孝	農林水産副大臣
	松下 忠洋	経済産業副大臣
	高橋 千秋	民主党食と農林漁業再生・強化PT事務局長

4. 議題：持続可能な経営実現のための農業改革のあり方について

（特に、水田農業を中心とした土地利用型農業の競争力強化に向けた検討）

(玄葉国家戦略担当大臣)

皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第2回になりますけれども、食と農林漁業の再生実現会議を開催させていただきたいと思っております。冒頭、菅総理からご挨拶をお願いいたします。

(菅内閣総理大臣)

年初の最初の会議ということで、ご苦労さまです。

私も昨年12月に、国会が終わりましたから、2カ所の農業関係の視察を行ってまいりました。最初は千葉の野菜農家でありまして、いわゆる六次産業化と言いましょか、野菜をつくるだけではなくて、カットして、それをスーパーやいろんなところに送る、場合によってはそれをレストランで提供する。そういうことで非常に元気のいいグループをつくっておられるところでありました。もう1カ所は、山形県の庄内の水田でありました。幅60メートル、長さ300メートルの1.8ヘクタールが1枚の田んぼとして耕作されている現場も見せていただきました。そういう中に、日本の農業再生のいろいろなヒントと言いましょか、既にあるそうしたことが含まれていると、そのように感じているところであります。

そういった意味で、この食と農林漁業の再生実現会議、いよいよこの半年間で1つの方向性を出し、そして10月には具体的な行動計画をまとめるということでもありますので、皆様方の一層のご努力を心からお願い申し上げて、私のご挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、議事を進めたいと思っております。

本日は持続可能な経営実現のための農業改革のあり方について議論を行いたいと思っております。前回第1回の会議から2カ月ぶりということになりますけれども、実はその間、幹事会を4回開催して精力的に議論を行ってまいりました。幹事会は副大臣級の会合ということでもありますけれども、総理がご出席になるということもございましたし、今日いらっしゃる実現会議のメンバーの方々も直接参加をしたいというお話がございまして、実際に一部の委員にはご出席いただいたという経緯もございまして。

本日の提出資料はまとめてございますけれども、そのような4回の幹事会の検討プロセスの結果としてとりまとめたものでございます。様々なヒアリングがございました。これを基に

本日は皆様方に持続可能な経営実現のための農業改革、とりわけ今日は水田農業を中心に、土地利用型農業の競争力強化のために何が必要なのかということについて、集中的に議論をしていただきたいと考えているところでございます。

前は短時間だったので、本日は、国会直前、国会が始まる前にとということで前回もお約束申し上げたとおり、できれば1時間2～30分くらいの所要時間をかけて今日は議論したいと思っています。ただ、本日の時点で何かをまとめるとか、そういう必要はないと、予定調和的な回答に至る必要はないと考えておきまして、むしろ従来型の議論とか従来型の検討では得ることのできなかつたような視点とか方向性、そういったものを見出していただければと考えております。それでは、まず配布資料について、平野副大臣から説明をさせていただきます。

(平野内閣府副大臣)

それでは、私のほうから説明をさせていただきますと思います。

まず資料1をご参照願いたいと思います。これは今後のスケジュールについてでございます。最初にこのスケジュールについて考え方を説明させていただきます。

まず、先ほど玄葉大臣からご紹介ございましたけれども、第1回の実現会議をやりまして、その後4回の幹事会をやりました。論点は持続可能な経営実現のための農業改革のあり方でございます。後ほどこの経過、内容等々についてはご説明をさせていただきます。

この後、2月下旬に第3回、3月中に第4回の実現会議を開催してはどうかと考えております。その間、幹事会におきまして、論点2の消費者ニーズに対応した食品供給のシステムのあり方、論点3の戸別所得補償制度のあり方、論点4の農林水産業の成長産業化のあり方の順に、有識者ヒアリング等を行っていく予定でございます。

3月中に幹事会での各論点の検討を一巡させる予定ですので、できれば第4回実現会議において議論の中間整理をしていただけないかということも考えております。

その後、4月以降も実現会議や幹事会を随時開催して検討を続けますが、並行して公開ヒアリング、現地視察等を行い、現場の実態に即した議論の取りまとめをやっていきたいと考えております。食と農林漁業の再生に関する基本方針は、ご案内のとおり6月をめどに推進本部で決定することとなっておりますので、1カ月前の5月の実現会議において基本方針の素案についてご議論いただき、6月の実現会議での取りまとめをしていただければと考えております。

引き続きまして、議題2について説明をいたします。資料は資料2でございます。昨年11月30日の第1回実現会議以降、合計4回の幹事会を開催いたしました。8名の有識者をお招きし

てヒアリングを行ったほか、実現会議議長である菅総理が現地視察を行った際の車座意見交換会での議論では合計20名が参加されております。さらに、食料・農業・農村審議会での審議概要等も参考にさせていただきながら、幹事会で討議し、取りまとめましたのが資料2-1の有識者ヒアリング等における指摘事項の整理でございます。資料に沿って簡単にこの内容を説明させていただきます。

1 ページ目、経営の将来展望は、土地利用型農業、施設園芸、酪農・畜産など、分野ごとに経営の将来展望等の考え方は異なっているだろうということで、それぞれに対応策を検討していく必要があるのではないかと指摘がございました。

そのような前提に立って横断的な課題を見ていきますと、2 ページ目でございますけれども、担い手については、土地利用型農業の場合、担い手像の明確化、施策の集中的実施、農地集約等に係る競争力強化が必要ではないか、施設園芸の場合、新規参入への支援をより強力に進めるべきではないかといった意見がございました。

3 ページ目、農地につきましては、農地の集約化や参入促進の観点から、現行の農地制度の検証や新規参入者の農地アクセスの改善が必要ではないか等々、様々な指摘をいただいております。

同じく3 ページ、流通につきましては、現在の流通システムの改革や輸出促進等が必要ではないか。さらに、4 ページ目でございますけれども、農協は農家の期待に必ずしも十分こたえられていないのではないかと指摘がございまして、その改革の必要性ということについての意見もいただいております。

このほか、同じく4 ページ、地域社会を支える農業の維持、5 ページ、直接支払制度についても様々な指摘がございました。

以下、説明は省略いたしますけれども、6 ページからの資料2-2が有識者ヒアリング等での議論を項目別に表形式で整理したもの、9 ページからの資料2-3が有識者ヒアリングの概要でございますので、後ほど適宜ご参照いただければと思います。

幹事会ではこのように様々な観点から様々なご意見をいただいております。そこで、今日は、玄葉大臣からも冒頭ご発言がございましたけれども、土地利用型農業の競争力、特にこの土地利用型農業の場合については、ご案内のように内外価格差が非常に大きい、それは関税によって守られているといった特徴がございます。この土地利用型農業の競争力強化に向けた集中的な議論をお願いしたいという観点から、検討事項として資料を用意させていただきました。資料3-1でございます。

まず、冒頭にありますように、5年後、10年後、それ以降の水田農業の将来像をどのように想定するかということでございます。この背景にありますのは、ご案内のとおり農業就業人口、直近の10年間でも390万戸から260万戸と130万戸減少しております。それから、農家の平均年齢は65歳を超えているというような状況にありまして、農業経営者の高齢化、後継者難、米の需給減退の中で農業の構造改善計画を進めてきましたけれども、今後どのような方向を見通し、目指すべきかということでございます。

それから、もう一つ、この背景にありますのは、もうからない農業という問題もございまして、人口減少社会という、そこに住んでいる人がいなくなっていく、少なくなっていくと、そういった日本全体が直面している課題も背景にあるということについてはご承知のとおりかと思えます。その上で、「攻め」の水田農業実現に向けた具体策をどのように考えていくかということになろうかと思えます。

具体的には1ページ目、(1)にあるとおり担い手をどう育て育成していくか。「攻め」の農業の担い手像として具体的にどのようなものを対象とするかを明確化しまして、その実現に向けて施策を集中していくことが大事ではないかという観点であります。

①にありますとおり、土地、人、技術を担い手にどのように集中していくか。あるいは、これは幹事会の中でも指摘がございましたけれども、「出し手」対策、すなわち離農、離作を円滑に進めることも大事ではないかというふうな指摘もいただいておりますので、大胆に考えていかなければならないのではないかと思います。

そして、②でありますけれども、直接支払制度、いわゆる農業者戸別所得補償制度につきましては、これから定着を図っていくわけでございますけれども、一方で、担い手に施策を集中するというものと、今の全販売農家を対象とするという仕組みとの整合性をどのようにとっていくかといったことも出てくるかと思えます。

③は、最近では稲作に新規参入する人もわずかながら出てきております。今の新規参入は野菜農家が非常に多いという状況でございますけれども、こういった担い手になる意欲のある人や法人に対しての支援策はどうあるべきかという観点であります。

それから、最後に、水田農家の6割を占める兼業農家を今後農業の担い手としてどのように位置づけていくかということは難しい問題ですけれども、いわゆる土地持ち非農家と併せて農村地域のあり方を考えると、きちんと議論を整理していく必要があるのではないかと思います。

次、2ページ目でございますが、農地をいかに有効利用するか、集約化、誘導化をいかに進めるかでございます。

①にありますように、農地制度が抜本改正されて1年たっております。集約化と新規参入の観点から制度を検証することも必要かと思えます。農業委員会の役割がしばしば指摘されております。市町村が役割を果たすべきとの指摘もある中で、農業委員会の役割をどのように位置づけていくかという問題があるかと思えます。

②にありますように、農地利用集積円滑化団体や農地保有合理化法人の持つ仲介機能をどう強化するか。あるいは、国や自治体がいり上げ、借り上げる農地バンクを検討してはどうかといったご指摘も幹事会等ではいただいております。

③は、貴重な農業資源である水田は、担い手に徹底活用していただく必要がございます。米の生産調整については、今回の戸別所得補償制度の導入により考え方の転換が図られましたが、「攻め」の水田農業という観点からはさらなる検証が必要ではないかという指摘もございます。輸出や新規用途を念頭に米を増産すべきとの意見があります。また、既に水田の約3分の1では、麦、大豆等々の転作作物がつくられておまして、二毛作を含めた有効利用を図るべきとの意見もございます。

④は、条件不利地域ではその特性を考慮した対応が求められるという指摘があるということでございます。

最後に、3ページ目、(3)にありますように、流通を徹底検証し、輸出をはじめ新規市場をいかに開拓するかという観点でございます。

①にありますとおり、米は5割が農協経由でありますけれども、最近は多様な流通が進展しております。米の市場をふやし、もうかる水田農業をつくる観点から、流通制度のあり方はどうあるべきか、こういった観点がございます。

②にありますように、輸出にあたってはシステムや体制の強化が必要です。諸外国でも穀物商社が存在し、流通機能を担って、海外の高値を生産者の手元へ還元してほしいとの声もありまして、どのような体制がいいのか考えていく必要があるのではないかとございまして、

③は、エサ米、米粉等の利用拡大に向けた生産流通体制を構築することも課題でございます。

以上、早口でございますけれども、資料の説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。

本日は、今、平野副大臣から説明いただきましたけれども、基本的に水田というものを議論

するというふうにしたいと思います。

それでは、自由討議に入りたいと思います。どなたからでも結構でございます。

それでは、茂木委員。

(茂木委員)

全中の茂木でございます。意見を述べさせていただきます。資料3の討議資料について、5～10年後の水田農業の将来像と、「攻め」の担い手ということでちょっと言わせていただきます。水田農業の将来像は、農業だけで考えるのではなく、多面的機能や食料の安定供給も含めました、農村地域政策とセットで検討することが必要だと思っております。つまり、輸出など一部の生産者のみをとらえるのではなく、家族の複合経営、あるいは、単作主業農家、あるいはオペレーター組織、それから、集落営農、法人などに加えて、兼業や高齢者の農家といった、あぜの整備や水の管理などで地域を守り支える多様な担い手を含めました、面的に現実的な姿を検討していくことが必要だと、こんなふうに思っております。

その際大事なことは、食べていける担い手をつくることについてでございます。単作だけではなく、複合経営や年間就労、あるいは、一集落当りに集積できる面積など、地域農業、社会を考えまして、大体20から30ヘクタール程度を単位に想定ができるのではないかなど、私達はこんなふうに考えております。一方、今後の急激な高齢化への対応につきましては、基盤整備された農地と機械化された営農体系の現状の水田農業の実態からいたしますれば、65歳程度はまだまだ多様な担い手として十分位置づけができるのではないかと。それでも高齢化に伴う移動による農地が今後どの程度出てくるのか、どのような主体がこれを引き受けて担うのかについては、これもまた検討することが必要だと思っております。

今、農地の合理化集積事業が大変進んでおります。今まで1カ所集積と申しまししょうか、今まで100人でやっていた面積はこれから5人程度でもできると、こんなふうに私は思っております。これは1カ所への集積ということが条件になろうかと思っているわけでございます。そしてまた、適地であれば受託者も十分余裕はあるわけでございまして、この受託を担えるというふうにも思っております。ただ、不利地につきましては、問題があろうかなと思っております。

そして、最大の問題は中山間地域の農業、日本の米の生産は大体小規模兼業農家が多い中山間地が6割強を占めているわけでございます。また、水田農業に不可欠な水管理は、水源に近い中山間地域の管理なしでは、平場の水管理ができないのが実態でございます。小規模兼業農

家の協力が不可欠であり、主業農家のみで耕作は到底考えられないと思います。私のJAでは、JA出資法人によりまして中山間地域の農業に取り組んでおりますが、もともと条件が不利なことから、経営としてこれを維持することは不可能でございます。7年前に、理事会で反対を受けたんですが、私どもJAは、第一に遊休地の管理は農協がすべきだと、こんな観点の中で引受けもしてきたところでございますが、収支におきましては赤字が出るというのが実態でございます。この点も、遊休地等を担う組織に対しては支援をいただければ、そういうことが十分可能になってくるのではないかと、こんなふうに思っております。

それから、農地制度の抜本的な改正でございます。一昨年実施されました農地法の改正は、まさに「平成の農地改革」と呼ぶにふさわしい大きな改正でありまして、道具はそろったのではないかなと考えております。この法律が施行されまして、まだ1年程度しかたっていないということなので、まずは新農地制度の徹底した検証が必要ではないかなと思います。そしてまた、そういうふうにこの資料の中では言っているわけでございますが、ぜひ十分な検証をお願いしたいと思います。

とりわけこの改正で新たに農業に参入しました一般法人が急増いたしているわけですが、収益面ではやはり厳しいということから撤退する法人も多々あるわけでございます。このような実態につきましてもぜひご検証いただいて、適正な施策が必要ではないのかなと思います。また、今後の転用の期待や、森林を買っている外国法人の参入問題など、農業をやることと農地を所有、譲与することを区別した本音の議論を行うこともまた重要ではないのかなと、こんなふうにも思っております。

それから、お米の流通についてでございます。農協等の流通のあり方が上げられておりまして、JAの手数料が高いのではないかなというような誤解もいただいていると私は思っております。米の販売価格に占める手数料でございますが、例えば精米5キログラム、これを小売価格1,680円で計算しますと、JAグループの手数料は4%、約40円でございます。お米の手数料につきましては、これより低いJAもございます。3%から4%というのが大体の農協の手数料でございます。そして、ほかの流通経費は実費でございまして、120円ほどかかります。約11%でございます。それから、卸のマージンでございますが、これは200円かかります。これが約15%。それから、小売りのマージンが約240円、約15%。こういう実態でございます。

ちなみに、私の地元JAの手数料率を若干ご紹介申し上げますと、野菜では2%、今言ったお米では私ども3.8%でございます。畜産につきましては、大変厳しい状況をかんがみまして、0.9%という手数料をいただいております。その他につきましては2%ということでござい

して、これを単純に平均いたしますと、2.17%ということがございますから、決して高い手数料が農協にわたっているということには当たらないと思っております。

米の流通のあり方につきましては、小売価格を安定した上で、生産者価格を確保する観点から、丸紅との業務提携のように玄米販売中心から精米販売を生産者段階で取り組むなど、所得向上に向けまして、流通を改革する取組は今後とも進めていくわけですが、運送でありますとか、高速道路、あるいは、人件費などの流通を抜本的に改革することが必要ではないのかなというふうにも考えております。

そしてまた、お米の輸出についてでございます。米の輸出は大変重要な取組でありまして、我々も取り組んでいるわけですが、様々な課題がございます、昨年は全国で1,600トン程度のみでございます。輸出によりまして、800万トンの国内生産に係る問題を解決できる水準ではまだないということがございますので、この辺もよくご検証いただきたいと思っております。

それから、農産物の輸出は、輸出競合国との価格差、日本の生産者価格の4～10倍ございます。くん蒸などの検疫条件、あるいは、海外現地の流通マージン、円高の問題など課題が大変多いわけですが、これは長期的に取り組むべき課題と考えております。まず国内の過剰米対策や農業者戸別所得補償制度の充実など、国内政策の検討に力を入れるべきではないのかなと、こんなふうにも思っております。

それから、実現会議の現地開催についてでございます。これは私の要望でございますが、水田農業の将来像につきましては、平場と中山間など地域ごとに多様な担い手による将来像を描いたといたしましても、農村において担い手を確保し、地域の経済、社会を維持するためには、農業の絵姿と農村の絵姿とを取り合わせて考えていかなければ、我が国の合理的な形はあり得ないわけでございます。その実現のために我々JAグループの役割が重要であり、そしてまた使命を果たしていかなければならないと考えております。

とりわけ高齢化の進む中で、地域医療や福祉など経済的な問題から地方自治体の取組が困難となってきておりまして、現場では地域社会、地域経済の中核といたしまして、協同組合組織である我々に大変期待をするところが多いわけですが、これが実態だと思っております。これも私の地元のことで恐縮でございますが、私ども長野県厚生連事業といたしまして、11病院を展開いたしております、県下の約22%を担っているわけですが、ご承知のように、保険の使用率、健康保険の支出が一番少ないのも私どもの県でございます。これは、いわゆる予防医学に力を注いでいるという、私ども厚生連事業の一つの成果ではないのかなと思

っているところをごさいますて、ぜひこの病院関係につきましても、公的な支援をいただけるような、そんなことをお願いしたいと思っております。

それから、ガソリンスタンド等の話でございますが、昨今は地域のライフラインが崩れてきておりまして、この確保に大変苦慮いたしております。私も地元JAの中では28のスタンドを展開いたしておりますが、大変な赤字でございます。しかしながら、地域と一体となった事業の展開ということになりますと、3市4町を有する地域の転換にきておりますので、赤字が出てもなかなかやめられないというような実態も起こってきているわけでございますが、ここにきてタンクの耐用年数がきているということで、またお金がかかるということで、大変苦慮いたしておるわけでございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

会長、すみません、今日は水田農業に絞ってお話を申し上げます。

(茂木委員)

そんなことで、水田農業にかかわることの一端としてこれだけの事業をしているということでございますので、ぜひともよろしく申し上げます。

それから、先ほど申し上げましたが、最後に、農業問題の議論は、森と水、そして、土のある農村の現場で開催してはどうかと。よろしければ、先ほど説明いたしました私の地元のJA佐久浅間にお招きいたしまして、高齢化が進展する農村地域、そしてまた中山間地域の取組や、先ほど総理も申されましたが、私どもも六次産業化に幾つか取り組んでおります。レタスの加工施設等もございます。これをぜひ見ていただきまして、JAがいかに福祉や地域医療、あるいは、現場に即した、地域に即した取組をしているかということに、直に目を見ていただきまして、ご検討いただければありがたいということでございます。

以上でございます。すみません、長くなりました。

(玄葉国家戦略担当大臣)

野田大臣、どうぞ。

(野田財務大臣)

これはご提案なんです、論点を絞ってしたほうがいだろうと思います。農業の問題はい

ろんな問題があると思います。だけれども、高いレベルの経済連携と、それをセットで考えた中でどうやって農業を強くしていくか、魅力を持たせていくか。守らなければいけないものはいっぱいありますよ。そのお立場で議論すると、守りの話からだとも積極的な話にはできないと思います。その意味では、農業のみならず、こういう厳しい財政状況ですから、何でもメリハリをつけなければいけないんです。

ぜひ今日はハリのほうの議論を、例えば今日はいい資料をご提出いただいていると思うんです、平野さんのご説明でも。生産コストを下げるためにいかに規模を拡大して土地を集約して強くしていくかとか、あるいは、流通の多様化も含めて流通コストを下げるかとか、マーケットは国内だけではなくて、海外も見てどう展開しようかとか、そっちの議論をまずやったほうが前向きな議論になるのではないかなと私は思います。

これは役回りで、発言というか、つぶやきにしますが、最初のスケジュールで3月、第4回実現会議で中間整理なんですね。この中間整理のときにこれも守ろう、あれも守ろう、あれも助けようみたいな、いけいけどんどん、財政負担みたいになってしまうと、ちょうど予算委員会をやっている最中なので、そういう幻想が振りまかれられないような議論をしたほうがいいと思います。

(茂木委員)

ちょっとお言葉でございしますが、今、農協問題も議論の中に絡んでおりましたので、農協が弱体化すれば農業は守れないと、こういう観点から申し上げました。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ただ、今日は、何回も冒頭申し上げているように論点を絞っていかないと、またそういった議論はいずれそういうことも含めてしたいと思います。佛田委員。

(佛田委員)

佛田でございます。私、現場で農業経営をやっていますので、こうやったらうまくいくのではないかということをもとめてまいりましたので、ちょっとお話をさせていただきます。

まず、いろんな議論があるんですけども、農業の政策としての必要条件、その議論は必要なんですけれども、農業が成り立つ、必要となる十分条件を具体的に示す必要があって、日本として何をやるのか、できるのかということの範囲と水準を、どういうレベルで示すのかとい

うことだと思えます。私たちが日ごろ考えているのは、農業者みずから取り組んで解決が可能な課題と、自分たちでは解決が難しい課題があると、2つに分けていつも議論しています。これがとても重要だと思っているんです。

それで1番目なんですが、六次産業化というのは農産物の可視化に非常に寄与するんですが、農業生産のコスト改善そのものには寄与しないんですね。ここにどう目を向けるかということで、今160万ヘクタールで米をつくっていますけれども、これを一体だれがつくるのかという話だと思えます。したがって、経営の主体性と多様性を重視しながら、いままでは従前にモデルを決めてはめ込んだ傾向があって、これがいろいろ問題があったと思うんですけれども、主体性と多様性を重視して未来を予見するというところでいうと、これはあくまでも私の仮説ですけれども、夫婦2人で今の段階で経営すると20ヘクタールから60ヘクタール、経営ができるのではないかと。平均でいうと40ヘクタールです。例えば、そういう形態が2万経営体あると、80万ヘクタールできると。

(玄葉国家戦略担当大臣)

夫婦2人で。

(佛田委員)

夫婦2人です。1人だと最大20ヘクタールほどはできるんですね、今。2.5人ぐらいで60ヘクタール。つまり、息子が帰ってきてというような話もあるでしょうし、パートさんということもあるんでしょうけれども個人経営ではそういうことが可能ではないかと思えます。法人経営でいうと50ヘクタールから150ヘクタールはもう既実現可能で、これを大体4人ぐらいでやるようなイメージ。なぜ4人かという、人がふえると雇用の管理にコストがかかるようになるんですね。つまり、規模の不経済が働く可能性があります。将来、10年くらい先を見据えたレベルでいうとこれぐらいなのかなと思えます。そうすると、法人で50万ヘクタール、個人で80万ヘクタールですから、130万ヘクタールできるわけで、残りを副業や自給農家でやってみてはどうかと。これは早ければ10年でできるんでしょうけれども、農業が1年に1回転でいうと20年ぐらいみないとどうもできないような感じもします。

そのときに、2番目として、リタイヤや廃業を強いられる経営についてどんな補償をするのか、これはとても重要で、これがないと農村の理解というのはなかなか得られないのだろうなと思えます。

3番目なんですけど、それについて、それがどれぐらいの米価になるのかというと、EUなどはどうなっているのか私はよくわかりませんが、フランスなどだと300万円ぐらい払っているというのを調査に行って聞きました。例えば所得証明で、一定の所得を下ると、所得補償の対象にして、1人当たり上限500万円程度を支払えば、法人が4人で5,000経営体だとすると2万人、個人が2人で2万経営体だとすると4万人、大体合計6万人に対して500万程度の予算を考えてもいいのかなと思います。

それから、4番目なんですけど、やっぱり地域政策と産業政策というのは大事で、私は集落の自治行政法人をつくるべきだと思っています。既に町内会費や集落の賦課金を集めて、小さい集落でも100万、200万の予算を持ってやっていますから、法律を一本書けば法人がつかれる。そうするとどうなるかということ、かぎのかかった公民館で子どもの面倒を見たり、お年寄りのデイケアをやったりできるわけで、それに例えば労働基本法の最低賃金の適用を除外するとかして、おばあさんが1日1,000円ぐらいの給料で子どもの面倒が見れるようなことを考えるという、第三の公共というべき、第三の行政と言ってもいいのかもしれないけれども、そういうものを考えたかどうかということです。

それから、農業経営でいうと、スマートシティとかいう言葉がありますけれども、スマートファームというような夢のあるものを示す必要がある。諸外国の農家をつぶさに見てきますと、フランスの片田舎でも人工衛星の写真を使って農地の地図を撮ったり、インターネットでいろんな情報交換をやっています。北海道の十勝などはインターネットを使ってあの畑作経営が発展したといっても過言ではないくらい情報化が進んでいますので、それを日本の隅々までどのようにやるのか。

それから、匠の技術の伝承という面ではスキルスタンダード、私、「経理財務スキルスタンダード」という経済産業省がつくられた標準化技術を参考にして農業のスキルスタンダードをつくっていますけれども、こういうものをつくる必要がある。

それから、もう一つ、環境条件の整備でいうと、大きいトラクターを走らせようと思っても農道が狭いし、田んぼもさっき総理がおっしゃったように大きい田んぼになっていないところが多いわけですね。それから、転用が虫食いでされてモザイク農地になっている。こういうものを思い切ってやり直さないと、今いろんなところで議論されているような農業というのは実現不可能なのではないか。それから、農地の価格が高いものですから、所有できないんですね。これは逆にいうと経営の不安定を常に抱えているという問題。

それから、流通の改革のお話がありましたけれども、茂木会長がいらっしゃる前で大変僭越

ですけれども、文言には書いてないんですが、全利用というものをいろんな方がおっしゃる、農協の全利用ですよ。全量米を出しなさい、全量何かを買いなさいと、これが暗黙のルールとして存在していることが、いろんなことをやりたい人たちを阻害しているのではないかということ。

それから、完全委託販売も結構なんですけれども、買取販売も一方で義務化していただくということ。それから、公設市場がありますけれども、受託拒否ができるようになっているという問題と、そこで米を取り扱うことが今できないんですね、実態的には。今、場外の取引が多くなっていて、公設市場も現物が動かなくなっているんですけれども、空いたスペースを使って米を流通させれば、小さな農家でも自分で相対でも契約でも市場を使って米が流通できますから、デイリーの相場が立てば、以前から議論されている先物で価格安定をどうするかとい議論にも踏み込んでいく可能性が見えてくるということです。

それから、農業の場合、政策金融が非常に重要な役割を持っているんですけれども、貸付上限が5億円なんです。つまり、金融の貸付限度イコール農業経営の売上を決めているような話になっていて、例えば政策金融で100億円、農業経営に貸せるような枠をつくれば、100億円の経営ができると思うんですよ。

それからもう一つ、セーフティネットが非常に弱くて、県に農業再生委員会がありますけれども、ほとんど取り扱われた案件がない。これは、一般の再生委員会ともっと密接にやらないと、淘汰されていく人たちは行き場がなくなってしまう可能性があるということです。

それから、農地の問題なんですけれども、いろいろ意見はあるんですけれども、農地の保安官というのを農業委員にしまえばいいと。つまり、専従で農地の監視機能をしっかり持たせるといことです。

それから、輸出の議論がされているんですが、輸出というのが本当にできるのかどうかという検証がされていないのではないかなと私は思います。商標がいろんなところでとられてしまっていて、現在の枠組みではなかなか難しいということと、コストをどう下げるかという問題ですね。

最後に、10番目なんですけど、よく考えてみると日本の農業の資源というのは技術と人だけなんです。そうすると、農村にある暗黙知とICTのような産業技術、科学技術ですね、を結びつけてイノベーションをやるということで、私も中部経済同友会のお手伝いをしていますけれども、コスト100円を目標にした米づくりをお手伝いしています。したがって、そういうことをどのようにやっていくかということが重要ではないかなと思います。すみません、長くな

りまして。

(玄葉国家戦略担当大臣)

どうもありがとうございます。それでは、相良委員、お願いします。

(相良委員)

相良です。どうぞよろしく申し上げます。今、佛田さんのお話と、また大臣がいろいろな農場を視察してきて、日本の農業は安泰だという部分も聞いていますけれども、素晴らしい農業経営をやっています法人化した農業というのは、ほんの一部に限られていると思います。もうちょっと議員さんそれぞれの選挙区に戻って、現場の農業情勢を膝を交えて農家の人と話し合っていたいただきたいなと思います。

そこで、現場の女性の声ということで聞いていただきたいんですけども、今、担い手不足で、高齢化という数字が示されていますけれども、ここに女性農業者がどれだけカウントされているかということが知りたいと思います。

また、先ほど中央会の会長さんがおっしゃったように、土地利用型に関しましては、定年になってから農業をやる方がたくさんいらっしゃいます。実際うちでも今、車を運転できる時代ですので、60、70でも土地利用型では守っていける部分もあります。その中で、国土保全の役割を果たしている農業者に対しては、国民合意の下で支援が必要かと思います。

今、減反政策として麦、大豆が奨励されておりますが、3年たちますと連作障害が出てきて、幾らローテーションを組んでも難しいんですね。この部分、天気の状態を見ますと、種を蒔きたくても、不可能な時があります。農家にとっては土地利用型は年1回の収益の米だけだと生活が賄えませんので、そこに麦、大豆に代わる転作作物を検討していただければと思います。

また、今、女性が担い手として頑張っております。そこには、基本法の中にも盛り込まれていますが、家族経営協定書の普及がすごく重要な位置づけになっております。これは日本国内だけではなく、諸外国で女性の社会参画として注目されています。普及にむけて推進の強化を図っていただければと思います。私が専業農家でここに毎週のように来られるというのも、家族経営協定を結んで、夫の理解と全面的支援があるからです。日本の農家のために頑張っていきたいという励ましがあって来ております。

この家族経営協定も、何年か前の農業新聞のアンケート調査で、男性側からも農村の女性に

頑張っしてほしいという、いい意見をいただいているそうです。協定を結んでいる農家に対しては、非農家の娘が農家にお嫁にいきたいという話が出たところ、この協定書、早く言えばうちの中のルールづくりなんですけれども、それを聞いたことによって、非農家の両親が、娘が嫁に行くことを賛成してくれたという部分もありますので、ぜひ女性の担い手という部分を大きく課題にさせていただきたいと思います。

その中で、農機具の事故がお年寄り、女性にすごく多いんですね。農機具も女性には、私みたく背が低いと持つ位置が高かったりするものですから、全国農業機械士協議会というのがありまして、調査はしてくれましたけれども、農業機械の生産・販売会社ではもうちょっと女性とか高齢者に使いやすい農機具をつくっていただくことと、国も販売者に対して作業事故に対する安全対策の講習会を義務づけるべきかなという思いがあります。

また、地域農業を維持する仕組みづくりとしては、農協や、今、市町村に農業公社というのがありますから、その方たちが積極的にかかわっていただいて、前回の委員会のときに一企業が、一会社がということを書いてくれた方がいらっしゃったかと思いますが、それは会社ではなくて農協の役割かなと私は思っています。農協と行政が、補助事業も含みますので、半公務員的な人に入っていただいて、そこに新しい担い手が就農する。何年かはサラリーマンとしてやっていて、安定した収入を得ることによって、独立する方にはある程度資金援助していただければと思います。

なぜ土地利用型に担い手が入らないかというのは、一気に機械に投資することが大変難しいからです。農地は借りることができたとしても、農機具を全部揃えると高級車数台を一度に購入する事と同じなのです。先ほど佛田さんがおっしゃったような20ヘクタール、60ヘクタールの規模は難しいのです。我が家でも20ヘクタール弱の総面積の水田と施設野菜を夫と2人でやっておりますから、確かに可能ですけれども、それに対する機械の設備投資というのは大変なものです。何年か越しに機械を導入して現在があります。実際地元の若者から話を聞いたときに、耕作放棄地はたくさんあるからやってみたいと思うけれども、機械投資をした場合、米価が下がっていくのにやれるかなという不安の声がたくさん出ました。そのため、土地利用型には後継者、担い手育成が必要です。そんなことを考えていただければと思います。

最後になりますけれども、私、この会議に参加してから地元でいろいろな立場で多くの仲間の皆さんの声を聞いております。その中で、これからの農業をどうにかしなければいけないという前向きな意見も出されています。ただ、親世代は就農した後継者に、今後の農政、農業経営は大丈夫かなと大変心配しております。

この会議はT P Pに向けての会議ではないと最初からおっしゃってくれていますが、地元に戻ると「T P P反対だと言ってきてね」という声をかけられて、ここにきています。この会議が終了すると、大臣はすぐ「前向きだ、T P Pに向けて発信する」というお言葉を述べられますが、それでは、この会議が何を目的にした会議かということが国民全体に伝わらないと思いますので、ぜひこの実現会議はこれからの農業に対して、全国民挙げて議論をしている場だということを情報として流していただきたいと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

女性の統計の話が出ましたけれども、だれか答えられる人がいれば。もし今すぐ答えられないから、次の時にお答えしていただければと思います。三村委員。

(三村委員)

私はT P Pに参加し得るような農業改革をやるのがこの会議の目的だと思っておりまして、まずそれを申し上げておきます。その辺については、ここでみんなの意識を統一する必要があるのではないだろうかと思っております。

それから、今回の取り上げ方として、水田農業を取り上げ、担い手、農地、流通、3つの点も取り上げた、これは大賛成でございます。

まず、担い手についてはいろんなことがありますけれども、高齢化、農業者の不足の状況の中で、だれを担い手とするかということは、農政の根幹をなす大事なポイントではないだろうかと思っております。競争力という観点からは、生産性を上げてコストを下げていく必要があります、そのためには主業農家を担い手の中心として考え、そこに農地を集約すると、こういうことしかないのではないだろうか。

先ほども出ておりましたように、非主業農家対策として何らかの対策が必要でしょうけれども、これは社会政策としてとらえるべきであって、その政策が主業農家向けの、いわゆる産業政策制度に悪影響を及ぼすようなことはあってはいけないことだと私は思っております。これに関連すれば、農業者戸別所得補償制度についても、従来の価格支持から直接支払政策へ舵を切ったという点では評価はできると思っておりますけれども、本会議で検討している農業の競争力にどうつながるのかという観点から、直すべきものは直すということが必要なのではないだろうかと思っております。

それから、農地についてですけれども、「平成の農地改革」と茂木さんは言われましたけれ

ども、改正農地法の施行から確かに1年たちました。これについては制度の問題、運用面の問題、まだまだ問題があると私としては理解いたしております。したがって、1年たったんですから、この内容を具体的・個別的に見直して、何がまだ改善すべき点なのか、あるいは、何はよかったのか、こういう点を網羅的に検討した上で、これについても考え方をはっきりすべきだと思っております。

それから、流通ということなんですけれども、茂木さんもおられるんですが、私のほうでは、農協の現在果たしている役割というのがよくわからない。いろんなことについては聞いております。流通だけではなくて、先ほど福田さんから指摘のあった全利用ですか、こういう観点からいって多面的な関与の仕方をされている、そのあるものは非常に役立っている。しかし、我々が考えている農業改革を実行するにあたって、農協がどういう役割を果たすのか、あるいは、一部、問題があるのかどうか、こういう点はぜひともこの場で議論させていただいた上で直すべきものは直すと。私は競争原理を徹底することしかないと思うんですけれども、そういうことも検討の対象としていただきたい。

それからもう一つ、最後ですけれども、先ほど申しましたように、TPP、EPA推進ということとこれは密接に関連していると思いますので、その進捗状況もこの場で時々教えていただきたい。我々の検討ペースが必要にして十分なペースで進行しているのかどうかを検証するためにも、これはやはり知りたいと思っております。以上であります。

(玄葉国家戦略担当大臣)

総理が退席されますので、一言。

(菅内閣総理大臣)

いろいろご意見ありがとうございます。ちょっと思いつきかもしれませんが、一言だけ申し上げたいと思います。土地利用について、いろんな社会的現象ができています。先だって確か丸亀で商店街が高齢化でどんどんシャッターが閉まってきたときに、若い人が入りたくてもなかなか貸してもらえない、あるいは買えないと。それを商店街全体が一緒になって管理する、あるいは、株式会社をつくって出資していると。そうすると、若い人が入った時に貸出しができると。ある意味で個人所有から、こういうことがあるのかどうか分かりませんが、総有というか、みんなで持つという概念の中で、所有と利用が分かれてどんどん活発になったと。これは商店街の例を引きました。

私も土地利用の農地を見ていて、1.8ヘクタールで1枚の田んぼというのは全国でも本当にまれだと思うんですが、逆にいうと、そういう形がもしとれるとすれば大変高い効率でいろんなことが、先ほどの機械化も含めてできるのではないかと。その場合に、個人所有から個人所有へと、あるいは、それも農地法の制度でいろいろとありますけれども、そういう考え方を少し外して、それこそ村単位で持つと。それに土地所有者が出資すると。そして、使いたい人がどんどん集約して使えると。そういうことにもっと踏み込む必要が農業についてもほかの分野についてもあるのかなと、こんなことを感じましたので、一言申し添えて、時間ですので、失礼させていただきます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

はい。先ほどの相良さんと三村さんのお話の中に位置づけの話がありましたけれども、一言で申し上げると、高いレベルの経済連携がなくとも、そもそも農業をどうするのかということがまず一つあります。一方、現実も受け入れなければいけないと思います。それはつまりハイレベルEPAを推進するという事は既に政府で決めました。TPPはまだ決めていません。ハイレベルなEPA、つまりは今まで自由化率が80%台のEPAしか日本は結んでおりません。

しかし、これからはハイレベルなEPAを、例えば日豪、日韓、あるいは日加、場合によっては、将来、日中韓、モンゴルとか、EUはあまり農産物は関係ないと思いますけれども、そういった決意をもう既にしております。ですから、その現実を受け入れながらどうするかということを考えていかなければ、この会議体はあまり意味がないと思います。これは現実ですから。ですから、そういうことを含めて、これを奇貨として農業をどうしていくかということを考えていくというのが、今の我々のこの会議の位置づけでございます。篠原さん。

(篠原農林水産副大臣)

男女の構成比でございますけれども、資料3-2をちょっと見ていただきたいと思います。資料3-2に平均年齢の資料がございます。その1ページ目の農業就業人口のところではありますが、260万6,000人のうち、男女がどういうふうになっているかということ、男性が131万人、女性が130万人、ちょうどイーブンでございます。65歳以上の男女別データはどうかというのは今手元にはございません。

それから、2ページ目もついでに見ていただきたいんですが、「基幹的農業従事者の年齢構成は70歳以上をピークに」というものですが、日本は異常に65歳以上が高いと。2ペー

ジの一番右端ですけれども。これはちょっと解説を要しまして、定年帰農の人がいますので、それも理由の一つとなっているということでございます。日本が異様に高いのはそういうせいです。以上です。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、小林委員、お願いします。

(小林委員)

まず冒頭に、玄葉大臣がおっしゃったEPA、あるいはTPP等の経済連携に参加すること、それと農業を強くすること、この両立を図る、この連立方程式をどうしても解かなくてはいけないという思いで今日は参っていることを申し上げたいと思います。先ほどの相良委員のお話ではありませんが、国民の間ではTPPに関し、いろいろな誤解あるいは混乱もあると思いますので、政府においては、可能な限り正確な情報発信をしていただくということをぜひお願いしたいと思います。又、ややもすると、産業界と農業界が何となく混乱していると思われるという部分もありますので、そうとられることのないようご配慮をぜひお願いしたいと思います。

農業のこれからの競争力強化、持続的発展という観点からは、前回も申し上げましたが、多少時間がかかっても農業を「当たり前の産業」に育成する、そういう思いで対応する必要があると思っております。すなわち、儲かる農業にしていくのだということに尽きると思います。逆に、儲からなければ新規参入も期待できませんし、どこかであごが上がってしまい、農業の持続可能性そのものに赤信号が灯る、こういうことであろうと思います。

ただ、農業そのものにとらえ方は、先ほども多少出ていましたが、2つの観点から見る必要があります。1つは、「産業としての農業」ということであり、もう1つは条件不利地域で、「地域、社会、文化を支える農業」というふうに、どうしても分けざるを得ないのではないかという感じがいたします。しかし、後者、すなわち条件不利地域をどうするかというところに軸足を置きますと、「守る農業」になってしまいまして、競争力がつかないのではないかと、いうことを危惧いたします。従いまして、今後は2つを明確に分けて、産業としての農業、当たり前の産業としての農業に向けての施策、すなわち競争力強化に軸足を置いた農業政策を推進すべきであろうと思います。

そのときに、特に米作はスケールメリットの恩恵を受けると言われておりますので、大規模化、集約化、効率化を目指すべきであるということに関しましては、今日ここにお集まりの皆

さんに異論はないと思います。そのためには、主業農家を中心とする「攻め」の担い手への農地の集約、この資料の文章のとおりですが、この政策が必要であろうと思います。具体的には、自由に規模拡大ができるようにしなければいけないのではないか。農業の予算は担い手に集中し、そこに選択と集中できちっと軸足を置く必要があるのではないか。あるいは、産業化に必要な資本、経営、労働の有機的統合がより可能になるように農業生産法人の資格要件の緩和も必要ではないかと思います。

よく議論されておりますが、農業委員会の運営の透明化ということも、ここでメスを入れる必要があるのではないか。農地利用の向上を図るためにも、農業に興味のある人間が農地情報を得られるよう農地情報のデータベース化の推進も必要です。どこにどんな農地があるかということが一般に知れるようにするという事です。それから、将来の転売利益期待を減らすために農地の用途規制の厳格適用等も重要です。これらの政策が必要ではないかと思います。

一方で、先程触れました「地域、社会、文化を支える農業政策」につきましては、農業予算以外の、例えば環境予算、文教予算、公共事業の予算等も含めて対応せざるを得ないのだろうという感じがいたします。

又、大規模化による供給の拡大とともに、それに対応する内需、輸出の需要拡大、これは必ずだと思えます。先ほど佛田さんからもお話のありました輸出に関して、我々も経験があるのですが、例えば中国ではコシヒカリとかひとめぼれというのは商標登録されてしまっていて、我々は日本産新潟米とか日本産宮城米とかいう名前で売らざるを得なかったということで、日本のお米の本来のイメージがなかなか中国に伝わらなかったように思います。ほかのブランド名もほとんど登録されております。だから、この辺は注意しなくてはいけないと思います。

(海江田経済産業大臣)

それは警察庁がしっかりやっていますよ。

(小林委員)

そうですね。どうすれば輸出拡大ができるのかということについては、国際競争に対応できるレベルにいくということが必要です。やはり、コストです。ただ、日本の場合は安全・安心、あるいは健康とか味覚とかの強みがあり、いろいろなところで関連技術をうまく入れていけば、非常に競争力があると思います。しかし、これはプラスアルファではあります。値段が倍、3倍、4倍でもいいのかという話は少し違います。この辺に関しては我々も協力しながら分

析を進めたい、そんな思いであります。

それから、J Aについて最後に書いておられますが、J Aは今まで必要であったし、その機能はこれからも必要であろうと思います。ただ、戦後65年がすぎまして、昨今遭遇している環境から、J Aに必要とされている機能にも変化があるのではないかという理解をすべきだろうと思います。我々経済界あるいは実業界からしますと、経営の変化、環境の変化に毎年遭遇しております、その時々には我々としては会社の方向を修正してきたという経緯があります。これからJ Aにおいても、特に農業の国際競争力強化というステージにいったときに、いろいろな意味で、新しいJ A像、例えば先程お話のありました商社の丸紅と提携するとか、そういうことも含めて、我々も当然協力いたしますが、そんな方向で何か新しいJ Aの姿が見出せればいいなど、そんな思いでございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。

すみません、もう一言だけ。相良さんのご質問に誤解のないようにお答えをしたいと思うんですけども、我々はハイレベルなE P Aを既に決意したと申し上げました。ハイレベルなE P Aというのは、例えばアメリカと韓国は最もハイレベルなE P Aであると言われてはいますが、その二国間、アメリカと韓国のE P Aの中にも除外品目があります。それは米です。一部畜産です。ですから、二国間のハイレベルなE P A、例えばアメリカとオーストラリア、これも砂糖という除外品目があります。そこまでは決意したということですね。

T P Pはどうかというのはまだわかりません。ただ、今の情報でいくとそういった二国間のハイレベルのE P AのルールがそのままT P Pに持ち込まれる、ハイレベルであればですね、その可能性はかなりあるのではないかと。まだわかりませんが、そういう議論が今あるということだけ、三村委員のお話もありましたので、ご紹介をしておきたいと思います。そういう状況で、当然、センシティブ品目にはいろいろ気を配りつつも、しかし今までよりはかなりハイレベルに持っていくということでございます。

では、深川委員。

(深川委員)

ありがとうございます。私、アジアの経済研究等をやっております、ここ数年は米韓F T Aの話とかやってきました。その間、日韓F T Aが挫折したので、それ以来、日本の農業自由化

に関心を持って食料・農業・農村政策審議会の委員をやらせていただいたり、その食糧部会の委員などをやらせていただいていたわけです。今までもご意見がありましたが、ハイレベルなFTAがあってもなくても、農業はもはや構造改革をせざるを得ない、ここはもうほぼコンセンサスがあると思います。問題は、自由化と改革の関係でしょう。日本を外から見てみますと、幹と枝の話がしばしば非常に混同されるくらいがあります。しかし、枝を幾ら集めても幹にはならないんですね。幹を何にするかというのはもうこの時点で決めていなければいけなくて、国境措置を撤廃するというのは、水田型とか土地利用型農業にとっては、かなり大きな価格メカニズムを持ち込んでくるということ、所与の幹として考えるということで、これまで延長で議論する話とは全く別だと思っんです。

個人的にはこの幹から考える方が長い目で見て、農家の方にも農村にとっても、あるいは、もちろん日本の農業にとっても、今までのやり方と違って幸せな結果を得るのではないかと考えています。国境措置で防壁を作ってミニマムアクセス米みたいなものを受け入れて無理な減反をやって、すごいコストをかけてやりがいのない農業、もうからない農業をつくって、その結果担い手がなくなって、農地も歪曲使用され、耕作放棄地が増えて、と、みんな連関してきたわけですね。だから、ここを一気反転するためにはよっぽど強力な価格メカニズムを持ち込んで、そこでインセンティブ体系のゆがみを1個ずつ直していくしか、ないのではないかと考えています。

その意味で、国際的な価格メカニズムが強力に効いてくる関税措置の見直しというのは大きな、玄葉大臣から「奇貨として」というお言葉がありましたが、まさに奇貨とするべきだと思います。しかもその時間は非常に限られているという問題意識を持たないといけないと思います。輸出についても、非常に悲観的な、あるいは、あまり積極的でないご意見がかなりあり、水田とか土地利用型というのは価格競争の話ばかりが出ると思うんですけれども、こちらに土地制約があるということは、競争相手にも土地制約があるわけで、日本人の好むもちもちで上質なお米が土壌も異なり、水質も異なるその土地で、しかもかなり粗放的にやってそう簡単に行けるのか、質の議論というのは必ずあると思います。日本人ほど丹精するというのに長けた人々はなかなかおらず、世界の「普通の」農民はもっとコストと収益ばかり考えるので、質による差別化の議論を無視してはいけないと思うんです。

それから、お隣の国との比較で言いますと、よく韓国はどうしてあんなにFTAが素早くできて、同じことが日本はできないのかという質問をよく受けます。恐らく大きな違いは、韓国は輸出立国だということ、全国民が認めていること、山間農地のおじいちゃんおばあ

ちゃんでも知っているんです。しかも輸出立国に成功した結果、国民全体の所得が上がって、結局は相対的に価格の高い国産農産物が国内で売れる、という実体験を持っていることがあります。もちろん反対する人はたくさんいます。WTOの米関税化では会合が開かれたカンクンで切腹した農民さえいました。大変な事態を経ているんですね。ただ、国民全体がそういう実感を持っているから、そういう決断ができるわけです。

それを考えると、日本は韓国ほど輸出依存度も高く貿易依存度も高くないですから、違うゲームを考えなければいけないでしょう。経済連携協定のみならず、さらには農民も消費者なわけですから、農業の構造改革や農商工連携を通じて国内全体の所得が上がる、という期待を持つようにすることが必要だと思います。所得が上がれば、国内の農産物をもっと売れるでしょうが、韓国のように経済連携だけでこれを期待させるには限界がある、ということですね。加えて、しかも農産物の価格差というのは、長期トレンドで見ると縮小する可能性があることも視野に入れるべきだと思います。新興国の需要拡大や、水不足や異常気象などの環境制約で、穀物価格の高止まりが続くとすれば、価格競争力の点でも固定的に考えることはできないでしょう。そういうふうにして、大きな全体像と中長期スパンの中で説明しないと、産業界対農業界とか、そういう歪曲された近視眼的な図式で議論をしても結論は出せないと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

私は相良さんのところよりも農村地帯の出身で、地盤がそうなんですけれども、このままでいくと工場もなくなって、農業もなくなるからとっているんです。現実には韓米FTAとか韓国はどんどんEPAが進んでいるものですから、日本の工場が韓国に移転するというのがどんどん出てきています。そこだけちょっと申し上げます。村田さん。

(村田委員)

時間がないので、要点だけを申し上げたいのですが。まず担い手の問題と、生産性と市場開拓という3点がありますが、担い手の問題については今いろいろ話があったので、ここで言及するつもりはありませんけれども、確かに安定した収入を得ていくことは大事ですが、農業に対する国民的な理解や支援、支援というのはお金ではなくて社会的意義とか、そういうものがない中で、担い手が本当につくられるのかと。例えば、工業においても流通業においても、それぞれ社会的役割を持って働いている人が大勢いるわけです。その人たちは、私達は社会に対してこういう面で貢献しているんだと、その使命感があっちはじめて産業が成り立つわけです。

ので、その点をひとつ農業に関して申し上げたいと思います。

それから、生産性向上について。生産性という観点を量の生産性だけで物事を考えずに、もう一つ、付加価値の生産性という考え方もとられてはいかがでしょうか。特に大規模農業の問題は、その経済的なメリットを実現するために、コスト削減に重点が置かれる弊害は幾つかあります。佛田さんも全ての問題提起をしてはいないと思います。事実として幾つかあります。そこはしっかりと議論すべきです。例えばメーカーや我々のような流通業ですと、一つ一つの問題点に対して生産から販売、そして最終消費者に至る全ての領域まで突っ込んで改革に入っていくわけですが、農業は生産段階でとまってしまっていると感じています。ですから、生産性の問題で、農業の場合、特に弊害を突っ込んで討議しないといけないだろうと思います。

それから、もう一つは付加価値の問題です。日本の農業の付加価値はブランド化しないと絶対できません。私どもは幾つかの農業の方々と一緒にブランド化をやってきました。古くは岐阜県で飛騨牛を私どもと一緒に飛騨牛というブランドをつくり、価格帯が高くても売れる牛肉をつくりました。その後、稲作では、今やっていますが、中間部というんですかね、適地化していないというような棚田の農家の方と一緒に「トキ米」をつくっています。佐渡のトキ米を大体1,600 t ぐらいつくっていますけれども、約8割ぐらいを私どもが買い取って売っています。5キロで2,980円ですから、価格が高いですが、よく売れています。何故かという、「トキ米」をつくっている農家の方々の思いが、その商品にきちっとした情報でお客さんに伝わっているから、付加価値が付いた価格が通るわけです。ただ量的につくって流通させた商品にはなかなか付加価値はつきづらいです。

だから、価格の面から申し上げますと、今までの農業生産というのは、生産者の情報、流通の情報、それから小売りの情報というのが縦割りになっていましたけれども、私どもがやっているのは、横串で全部の方々を一本化する情報共有として、生産者の優れた技術と、適地、そして私ども販売が持っている顧客の情報を組み合わせて、どの様な商品をつくっていったらお客様に喜んでもらえるか、という農業のやり方をやっています。

それから3点目の、市場開拓、海外というのを即言われるわけですがけれども、まず日本の国内においての市場開拓をしっかりとやらない限り、海外にすぐという観点は私はないと思います。どこの企業でもそうですが、必ず収益の柱をしっかりと固めた上で、その次のステップというのがあるわけです。農業の場合にはその柱の部分をきちっと、それぞれの適地適産というのがあるはずなので、しっかりとやっていた方がいいと思います。

私どもが今取り組んでおりますのは、子どもたちにお米をもっと食べてもらおうということ

で、ディズニーと一体となって、ディズニーランドの中でしか売られていない雑誌のなかで、当社オリジナルのお米を紹介をしています。ディズニーキャラクターパッケージのお米ですが、宮城県産のひとめぼれを使っています。5キロで1,880円です。これをネットと全国の店舗で販売しています。数量限定で売りましたが、約1万6,000袋、一気に売り切れになっています。つまり、お子さんが好むキャラクターとか、そういうものも含めて、生産者と、小売りである流通サイドが一体とならないと、日本の農業というのはよくなると思います。

したがって、JAさんの問題が先ほどありましたけれども、私どももJAさんと是々非々で一緒になってやっております。すべてJAさんがやるのではなくて、私どもがやれる範囲をJAさんの機能の中でやらせていただいているというやり方をやっています。今日は水田のことということなのですが、北海道の畑作においても、約1,000農家の方が共同で計画生産して、集荷して、私どものお店に搬入している。その返し車で今度は中央に集まってきた農産物を北海道に持っていくという、効率的な流通システムを導入しております。

そういう面で、農業問題全体を通したときに、まず日本国内の市場開拓と、量産によるコストダウンだけでなく、適地適産という考え方で、やっていかなくてはいけないのではないかなど。前回の時に教育の問題もありましたけれども、私は、担い手の最大のポイントは安定した収入と同時に、国民全体へ農業に対する評価をもっと高めないといけないと思います。私も母方の家は農業をやっておりまして、小さい時に「一粒のお米ができるのに八十八旅かかる。だからこぼしてはだめ、食べ残してもだめ」と言われていました。そして、日本人は食べる時に「いただきます」とは言うけれども、昔習った言葉は、「箸とらば天地御世の御恵み、父母や師匠の恩を味わい、いただきます」と、その言葉を言うってから食べたというのがあります。そういう面で国民的な支持というものを農業に対して出していかなければいけないのではないかと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

では、生源寺委員、お願いします。

(生源寺委員)

委員の皆さん方の特に具体的なお提案なりアイデアについては、私自身大変共感できるところが多いわけですし、前向きな姿勢で議論を進めていくということについても賛成でございます。ただ、この部屋の中は前向きであっても、日本全体、特に農業・農村についてそういった

ような認識を持つことができるかどうか、そういう観点から、ちょっとしかられるかもしれませんが、多少過去を振り返るようなことを含めて一点申し上げたいと思います。

なお、私自身、資料4という形で、別のところに書いたものでございますけれども、関連する所見を述べさせていただいておりますので、これは後ほどごらんいただければと思います。

資料を事前に拝見いたしまして、現状の認識ですとか、問題意識に関しては、ほぼそのとおりだなと思っております。ただ、こういった認識あるいは意識は99年に制定された「食料・農業・農村基本法」と重なっているわけでありまして、特に人づくりという意味では、92年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」で既に打ち出されてきたわけでありまして。高齢化の問題ですとか、担い手不足の問題ですとか、そういったことについては何とかしなければいけないというのは、20年近く前から行われてきたわけです。ところがそのころは政権の交代ということもあって、むしろ3月の基本計画にそういうトーンがかなりにじみ出ておりますけれども、兼業農家、小規模農家の維持を図る、継続することができるような環境を整えるというように形になってきているわけです。ただ、ここへきて、昨年秋から、今度は政権交代によるというよりも、同じ政権の中で農業に対するスタンスが相当変わったというふうに、少なくとも受けとめられているだろうと思っております。

確かヒアリングの整理の中で、3月の基本計画の整合性についての問題意識を表明されていの方がおられたかと思いますが、私自身は、3月の基本計画が基本法の理念をよく体現しているものになっていたかどうかということの検証のほうがむしろ先ではないかという感じがしております。特に基本法の21条には効率的かつ安定的な農業経営の育成が必要だと、こういうことが書かれていますし、30条の2項ですかね、価格の変動に対して育成すべき農業経営に影響が及ぶことをできるだけ緩和するということが書かれているわけです。当時の民主党は基本法には賛成されておられるわけでありましてけれども、こういう既にある基本的なスタンスを維持するのか、あるいは、変えるのか、あるいは、もっと強化するようなどころに行くのか。ですから、上位の規範が既にあるわけですので、ここはきちんと見ておく必要があるだろうと思います。

こういうふうに申し上げますと、私自身、基本法の作成には多少関与いたしましたし、前回の基本計画の策定にも関与いたしましたので、そういう立場からこういう発言が出るのは当然かなと思われるかもしれませんが、それも正直くはないんですけれども、こういう形で政策がぶれること自体が、持続的で強い農業づくりについては非常にまずい影響を与えるということを申し上げたいわけでありまして。例えば、規模を拡大しようかなと、ついでには倉庫を

レベルアップしようかなど、こういう投資を考えていても、小規模農業を大事にするとか、そういったアナウンスがありますし、政策自体が振れてまいりますので、これは様子見ということになりかねないわけであります。

したがって、ここでの議論もそういう形で進むことを私は期待しておりますけれども、ぶれない政策をつくるということが、農業は1年に1回ということを先ほどおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりで、ここを押さえておくことが個々の政策の議論の前に必要かなど、こんなふうに思っております。今後、恐らく野党、主要な野党というふうに申し上げていいのかもしれませんが、との合意なり、あるいは、国民全体のバックアップの中でどう考えていくかということがあるわけで、その意味でもできるだけ強いコンセンサスの得られた政策をつくっていくことが大事だと思っております。

象徴的に申しますと、農業者戸別所得補償制度、これは生産調整のメリット措置としては合理的な面があると思っておりますし、その点を変えたことについて評価をしたいと思っておりますけれども、この名前は、特に「戸別」のところは、政策の名前としては非常に奇妙な名前であり、かつ、政党色が非常に強いわけですね。こういったところについてもう一度考え直すと。中身は中身の問題として、いたずらにつまらないところでコンセンサス、ルールづくりにブレーキになるようなことはないようにすることも考えてしかるべきかなど私は思っております。長くなりましたけれども。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。

私もお話をかなりいたしましたので、もういたしません。鹿野大臣、最後に。

(鹿野農林水産大臣)

大変貴重なご意見をありがとうございました。今、委員の皆様方からお考え、ご意見をお聞かせいただいて、私なりに検証する段階で、また個別の論点についてちょこちょこコメントを発するような段階ではございません。せっかくこれだけの委員の方に集まってもらってこれをまとめあげるという大きな意味で考えていかなければなりませんので、これからも引き続き皆様方からさらにお考え、ご意見をお聞かせいただければ大変ありがたいと、このことを申させていたきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この21世紀は間違いなく水と食料というものがキーワードになる

わけでありまして、そういう中で次の世代にどういう社会を、どういう国を残していくかということの根幹が食料になると思いますので、引き続いて先生方から、委員の方々から御指導なりご意見等いただければ大変ありがたいということを重ねて申させていたいただきたいと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

一言で申し上げれば、「攻め」の競争力強化は必要だけれども、一方で競争力強化だけではうまくいかない地域もありますので、そういったことも含めて国民全体で合意を得ていくことが必要だということだけは間違いないと思いますし、最後におっしゃったんですけれども、名前はともかく基本的な政策がぶれるということでは決してないと思います。どう追加していくかということだろうと思いますので、そのことだけは申し上げたいと思います。

それでは、第2回の会合を終了させていただきたいと思います。

次回の会合につきましては、論点の整理をいたしまして、改めてご相談をさせていただきますけれども、大体一月に一度くらいということではいかがでしょうか。そのような形で進めさせていただくとなりますと、冒頭、平野副大臣から説明がございましたように、2月下旬くらいに第3回の実現会議を開催したいと思います。本日の配布資料についてはすべて公開ということにいたします。概要については、平野副大臣から記者にはブリーフィングをさせていただきたいと思います。長い時間、まことにありがとうございました。